

2021年2月定例会 本会議一般質疑と当局答弁

2021年3月8日（月）

◎大石正信議員の一般質疑 30分

医療機関と医療従事者への新型コロナ対策について
生活保護の扶養照会について



●大石正信議員への答弁と第二質問

■北橋市長（コロナ対策——自宅待機をなくすべき）
（最悪の事態に備えて病床の確保を）

■保健福祉局長
（介護・高齢者施設のスクリーニング検査は全員を対象に）
（検査能力を拡充し、検査対象を広げる）
（医療機関への交付金の支給を急ぐように求める）
（生活保護の扶養照会はやめるべき）

●大石正信議員の質問

■保健福祉局長

●大石正信議員の質問

■保健福祉局長

●大石正信議員の質問

■保健福祉局長

●大石正信議員の質問

■保健福祉局長

●大石正信議員の質問（介護・高齢者施設のスクリーニング検査は全員を対象に）

■保健福祉局長

●大石正信議員の質問

■保健福祉局長

●大石正信議員の質問

2021年2月定例会 本会議一般質疑と当局答弁

2021年3月8日（月）

◎大石正信議員の一般質疑 30分

1 医療機関と医療従事者への新型コロナ対策について

まず、医療機関と医療従事者への新型コロナ対策について伺います。本市でも新型コロナのワクチン接種が始まります。ワクチン接種は感染収束への有効な手段ですが、ワクチン接種が始まって社会全体で効果が確認されるには時間がかかります。北九州市では、新規感染者は減少していますが、ひとたび、医療機関でクラスターが発生すれば、病院機能を停止せざるを得なくなります。また、無症状の感染者が知らないうちに、感染を広げています。今こそ、PCR検査を拡充し、感染を抑え込むことが重要です。

わが党は一貫して、無症状者を含めたPCR検査の抜本的拡充、医療機関への減収補填、中小零細業者や労働者への十分な補填などを求めてきましたが、とりわけ、医療崩壊を防ぐために医療機関と医療従事者への支援について、5点質問します。

◆第1に、北九州市が行っている介護施設や障害者施設でのPCR・スクリーニング検査は、今年3月1日時点で、対象29,000人に対して、検査は延べ16,887人で約半分しか済んでいません。

約半数の人しかPCR検査を受けていない原因は、検査の対象を「希望者」にしているためです。ある事業者は「もし、感染者が出たら事業所を閉鎖しなければならない」との理由で、感染が分かった場合を恐れ躊躇しています。躊躇する施設従事者や入所者に対して、市が科学的知見にもとづき、PCR検査の重要性と必要性を丁寧に説明し、希望者ではなく全員を対象に検査をすべきです。答弁を求めます。①

◆第2に、本市の1日の検査数は800件程度、最大でも1,000件程度に留まっており、検査能力の拡大が求められます。

新型コロナの最大の特徴は、無症状の感染者が感染を広げていることです。医療機関で感染者が発生すれば、病院機能を停止せざるを得なくなり、集団感染、クラスターの発生による医療崩壊をまねくような事態は防がなければなりません。検査能力を拡大し、すべての医療従事者、福祉、子育て、教育などエッセンシャルワーカーに社会的検査の対象を拡大すべきです。答弁を求めます。②

◆第3に、多くの医療機関が、新型コロナで患者が激減したことによる減収や感染症対策等による借金で深刻な経営危機に陥っています。

このような窮状を一刻も早く支援すべきところが、申請日から数か月経過しても入金されないという状況が続いています。福岡県は交付金として約1,000億円の予算を計上していますが、申請開始から半年が経過したにも関わらず、2月15日時点で、慰労金205億、感染対策支援事業83億、病床確保事業214億と約5割程度しか執行されていません。福岡県の遅滞は明らかです。

今年2月16日、全日本民医連と厚労省の交渉で、厚労省は「県が病院から申請された書類の審査に時間かかり交付が遅れている。概算で一律の額を支給する等、予算を年度内に執行できるように指導する」と答えています。

本市も、医療機関を支援するため、新型コロナの医療提供体制を確保する経費として、様々予算計上していますが、併せて、福岡県に対しても、早急に交付金を支給するよう求めるべきです。答弁を求めます③

◆第4に、本来、新型コロナの陽性と判断された感染者は、入院が必要な対象者です。ところが、陽性と判定された方のうち、2月22日時点で40人が自宅待機又は調整中で入院もホテル療養もできていません。

自宅待機者は、保健所から毎日電話で健康観察され、検温とパルスオキシメーターで体調を管理していますが、他都市では、自宅で急変して死亡する深刻な事例も起こっています。また、自宅待機者の中から家庭内感染が広がったと見られる例もあります。陽性者外来の設置など「自宅待機者ありき」の対策はやめ、自宅待機者をなくす取組を進めるべきです。答弁を求めます④

◆第5に、北九州市で「第3波」が収束しても、リバウンドで爆発的に感染者が増えれば、現在の136床では、病床が不足し医療崩壊が起こる可能性があります。

昨年8月10日頃、市内感染症病床が約90床のうち約80床が埋まり、市外に患者を受け入れてもらうなど医療体制がひっ迫した状況になりました。再び同様の事態が起こった場合を想定して、本市として病床を増やすべきです。答弁を求めます⑤

2 生活保護の扶養照会について

次に、生活保護の扶養照会について伺います。コロナ禍の影響で失業・生活困窮者が増え続ける中、生活保護の役割が問われています。政府は「ためらわずに申請を」と言っていますが、生活保護基準以下の収入で生活している世帯のうち、実際に生活保護を受給している世帯の割合・捕捉率は2割程度にすぎません。その原因の1つは、扶養照会です。民間の調査でも扶養照会を理由に34.4%が「生活保護の申請を親類に知られたくない」と申請をためらっています。一方で、厚生労働省の2017年の調査で、扶養照会を行った46万件のうち、親族による援助に至ったのは、わずか1.45%にすぎません。

そこで質問します。わが党の小池晃参議院議員が1月28日参議院予算委員会で、生活保護の申請をためらわせる扶養照会をやめるように質問しました。田村厚生労働大臣は、「扶養照会は義務ではない」と答弁しました。本市保護課は、「20年以上音信不通やDVなど人間関係が壊れている親族には、扶養照会はしていない」とのことですが、そのような特殊なケース以外は扶養照会が行われています。扶養照会を行うことで、人間関係が壊れることを恐れ、申請をためらっている人がいます。生活保護は最後のセーフティーネットです。扶養照会は、生活保護の申請要件でもなく、国も「義務でない」としています。そのことについての本市の見解を求めます。⑥

●大石正信議員への答弁と第二質問

※音声をもと党市会議員団で要約したものです。

■北橋市長

(コロナ対策——自宅待機をなくすべき)

新型コロナ対策、自宅待機者をなくす取り組みを進めるべきというご質問であります。新型コロナ感染症患者については、感染拡大の防止と本人への適切な治療をはかる観点から受け入れ病院への入院や、宿泊療養施設での療養を行うことを基本としております。こうした入院病床や宿泊療養施設の確保については、国の方針にもとづいて、都道府県が主体となって行うこととされてきました。

これを受けて福岡県においては、感染拡大期に最大で約 760 床、うち重傷者用の病床は約 110 床の受け入れ態勢を整備している他、無症状者や軽症者を受け入れる宿泊療養施設として 6 施設 1387 室を確保しており、感染状況に応じた受け入れを行っております。本市におきましても昨年 1 月から、市内 18 の協力病院などで構成される新型コロナウイルス感染症対策連絡会を、患者発生状況に応じて開催し、福岡県と連携しながら、市内の病床確保に取り組んできました。

現在市内では 8 つの重点医療機関を中心に、最大 138 床を確保して、患者を受け入れる体制を整備しております。また重症患者の発生や、患者の急激な増加に対しては、県内全体の病床でバックアップするほか、無症状者や、軽症者については、ホテル東横イン北九州空港 219 室を中心に、宿泊療養が可能な体制としております。

昨年 12 月以降、県内の患者の増加傾向が顕著となったことから、県においては福岡コロナ警報を発動し、医療機関に対して患者の受け入れと治療体制の整備を要請してきました。しかし患者の急激な増加から、入院病床や宿泊療養施設がひっ迫し、北九州市内におきましても、入院先や療養先が見つからない自宅待機者が一時的に増加いたしました。

こうした状況に直面し、本市では、市民の命と市内の医療体制を守るために、血液中の酸素飽和度の低下に気づかず、急激に症状が悪化して手遅れになるケースや、軽症にもかかわらず入院や救急搬送の対象となり、より症状の重い患者が入院できないケースを避けるために、1 月末から自宅待機者に対し、パルスオキシメーターを貸与し、酸素飽和度をもとに的確な健康観察を行う取り組みを開始したところであります。

また 2 月上旬には、自宅待機者に対して医師による診察や薬の処方、入院の要否の判断を行い、症状の重い患者を入院医療につなぐ仕組みづくりに着手いたしました。2 月下旬には、約 80 の医療機関で、新型コロナ陽性者向けの外来の運用を開始いたしました。2 月中旬に国が改定した軽症者などの自宅療養の実施に関するガイドラインにおいても、自宅で健康観察を行う場合のパルスオキシメーターの活用や、体調の変化で受診が必要な際に速やかに医療機関につなげることなどが、新たに位置付けられております。北九州市は、こうした国の考え方に先行して開始できたものと考えております。

今後も感染拡大に伴う一時的な入院の病床や宿泊療養施設のひっ迫により、やむを得ず自宅待機者が発生することは、想定する必要があります。このため、自宅待機者に対するパルスオキシメーターの貸与や陽性者外来の運用については、引き続き行いながら、新型コロナ感染症を乗り切りたいと考えております。

(最悪の事態に備えて病床の確保を)

また入院病床や宿泊療養施設の更なる確保については、先月末に改訂された国の感染症対策の基本的対処方針においても、県が主体になって取り組むことにされております。本市としては、市民に適切な医療や療養場所が確保できるよう、適切な役割分担、連携のもとで、引き続き福岡県のとりくみに協力していきたいと考えております。

■保健福祉局長

(介護・高齢者施設のスクリーニング検査は全員を対象に)

私の方からは、残りのご質問につきましてご答弁をさせていただきます。まず一点目でございます。介護施設や障害者での PCR 検査、スクリーニング検査でございますけれども、こちらの対象を全員とすべきではないか。また検査能力を拡大して、医療従事者、福祉、子育て等の方、従事者に向けての社会的検査の対象を拡大すべきという、この二点について、まずまとめてご答弁します。

本市ではこれまでも、医療機関、介護・障害者施設、学校や児童福祉施設などにおきまして、患者が発生し、その患者の行動歴や施設の状況などから、集団感染の可能性があると判断した場合には、直ちに幅広く PCR 検査を実施してまいりました。しかしながら重症化リスクの高い高齢者などが入所する介護施設につきましては、クラスターに発展する事例が生じており、平常時から施設内の感染を未然に防止する対策が最優先と考えたところであります。

このため、昨年 12 月から、行政検査とは別に、介護、及び障害者施設、合計約 340 施設でございます。こちらの入所者及び従事者、約 29000 人の方々を対象に希望によりスクリーニング目的の検査を行うことといたしました。実施にあたりましては対象の施設に対して、毎月申し込みの案内を行うとともに、従事者のみの検査も可能である旨の周知を行っております。

また、対象となるすべての施設が検査を受けられるよう、一日当たり 1000 件の検査能力を確保して対応しております。これまで検査体制を 341 施設のうち、希望する 168 施設、すべてに対して延べ 16887 件、これは 3 月 1 日現在の数字でございます。検査を実施しております。引き続きクラスターの発生の未然防止や感染拡大の防止につなげ、安心して施設運営を行えるよう、対象施設に対しまして、検査の重要性や必要性について、丁寧に説明し、積極的な活用を促してまいりたいと考えております。

また今後の更なる対策強化といたしまして、介護および障害者施設に対し、入所系施設すべて、こちらは合計約 620 施設でございます。こちらの入所者と従事者、これは約 42000 人でございます。こちらの方たちを対象に検査を拡大することとしておりまして、今議会に補正予算案 4 億 4000 万円を提出しております。

(検査能力を拡充し、検査対象を広げる)

議員ご指摘の対象範囲まで広げた場合には、従事者だけでも約 10 万人が対象となることから、現在の検査能力を勘案すると、対応することは難しいと考えております。まずは、重傷者患者数が高く、病床稼働率にも影響を及ぼします高齢者施設などを対象に、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

(医療機関への交付金の支給を急ぐように求める)

次に医療機関を支援するために、福岡県に対して早急に交付金の支給を求めるというご質問でございます。

新型コロナウイルス感染症患者の医療提供体制を維持するために、各医療機関におきましては、必要な人員体制、感染防護資材の確保などで大きな負担がかかっていることは承知しております。そのため、国はこれまで医療従事者への慰労金の給付、こちらは一人当たり5万円から20万円、新型コロナウイルス感染症専用の病院や病棟を設置する重点医療機関などにたいする病床確保料の補助、重症・中等症の新型コロナウイルス感染症患者の診療報酬の特例的対応。こちらは救急医療管理加算を5倍に引き上げる、といった財政支援を行っております。

国の支援事業のうち、病床確保料や医療従事者への慰労金などは、都道府県を介して医療機関へ給付することとされております。福岡県の交付実績といたしましては、2月15日時点で、申請のあった医療機関等に対しまして、病床確保料は、約214億円。こちらは129件であります。また従事者への慰労金につきましては、約206億円。こちらは9469件が交付済みとなっております。

本市が問い合わせを行ったところ、新規の補助制度ということもありまして、申請書の不備により、審査に一定の期間が必要となっているが、医療機関から申請があれば、できる限り速やかに支給できるよう、随時対応しているとのことでした。

病床確保料や医療従事者への慰労金などは、医療提供体制の整備などにおいて、大変重要なものであります。そのため県の交付金の支給につきましては、円滑に支給するよう、働きかけを行ってまいりたいと考えております。

(生活保護の扶養照会はやめるべき)

最後に生活保護の扶養照会の件でございます。

国も義務ではないとしているが、本市の見解を伺うという内容でございます。

生活保護法第4条では、民法に定める扶養義務者の扶養は保護に優先して行われることとされており、扶養照会は、生活保護業務の適正実施をはかるために必要でございます。ただし、扶養義務者の扶養は、保護の要件ではないため、生活保護決定に影響を及ぼすものではございません。そのため、保護の相談段階におきましては、扶養が保護の要件であるかの如く説明を行い、保護の申請をあきらめさせるようなことがないよう、各相談窓口で徹底をしているところでございます。

保護申請があった場合、申請者から親、子、兄弟、姉妹等について、職業、収入、交流などの状況について、聞き取りを行っております。その結果、精神的な支援を含めまして、扶養が期待される場合には、事前に申請者に確認したうえで、文書による扶養照会や実地調査を行っております。なお、対象となる扶養義務者が、生活保護受給者や、社会福祉施設入所者であったり、20年以上音信不通や、DVケースなどの場合につきましては、扶養照会を行わないなど、申請者との関係性を十分考慮したうえで柔軟な対応を行っているところであります。

実際に扶養照会を行った場合でも、支援や援助ができないとの回答や、回答自体がないケースもございます。しかしながら、親族との交流が途絶えがちだった方が、扶養照会を機に、再度交流をはかるようになり、普段の見守りや精神的なサポートを受けて、生活面

の改善、充実が図られたケースもあり、こうした点からも扶養照会の必要性は、高いと考えております。

今般、令和3年2月26日付で、国から扶養照会に関する通知が発出されまして、扶養義務履行が期待できないものの例示としまして、借金を重ねている、虐待などの経緯がある、等が示された他、音信不通の期間を20年から10年に緩和する等、運用の見直しがなされたところであります。

今後とも法の趣旨や、当該通知に沿って適正な実施に努めてまいりたいと、このように考えております。

●大石正信議員の質問

まず、生活保護の扶養申請についてです。

生活に困窮されている方が、新型コロナウイルスでたくさんおられます。先ほどの答弁は、残念ながらこういう方々に寄り添う答弁になっていません。本市の場合、扶養照会で実際に援助を受けられたのは、わずか2%、366件にしかすぎません。金額も1万円以下が224人で、ケースワーカーの大変な手間と労力がかかっており、役所における人件費の無駄だという声も上がっています。

答弁では、20年来音信不通の方やDVの方には、扶養照会を行っていないと、いわれましたけども、今年1月19日にですね、北九州市で行われた社保協主催の生活保護110番では、息子が嫌がるから申請できない、子どもに連絡がいくので申請できないなど、実際に生活に困っているけれども、親族に知られたくないと、いうことですね、断っているケースがたくさん多かったと、いう風に言われていますけども、このような人間関係が壊れるような申請、これがいいのか、実際に扶養義務は要件ではないと、申請の。いう風に言われているんだしたら、改善すべきではないでしょうか。答弁を求めます。

■保健福祉局長

その点につきましては、まず、この生活保護法第4条で定めております、法律の規定でございます。扶養については、保護に優先して行われると、これが大前提となっております。その関係もございますので、やはりこれは、適正な執行を行うためには必要な手続きであると、いう認識であります。

またこの、扶養照会の結果として、第一答弁でも申し上げましたけれども、実際に精神的なサポートを受けながら改善されていったというケースもございます。ま、そういった観点からもこの手続きは法律の観点、あるいは実質的な効能、精神的サポートの観点からも必要であると、いう認識でございます。

●大石正信議員の質問

確かにですね、精神的なサポートは必要だと思います。しかし現実的に、扶養照会やっても、わずか1%か2%しか経済的な援助が受けられていない。わが党の先ほど紹介した小池晃参議院議員の質問でもですね、田村厚生労働大臣は、法的な義務ではないという風に言われていますけども、北九州市は、国の見解と違いますか？

答弁を求めます。

■保健福祉局長

義務ではないと、されているかどうかについては、確かに法律の中には確かに、義務ということは、うたわれておりません。ただやはりあの、4条の規定が明らかに保護に優先して行われるということを書いている以上、事務を執行するうえでは、必要な手続きであると、ということだと考えております。

●大石正信議員の質問

私が聞いたのは、国の見解、国の見解は法的な義務ではないと、言ってますよね。このことについて、北九州は、国の見解と違うんですか。再度答弁を求めます。

■保健福祉局長

法的に義務と、記載の中に義務かどうかということについては、大臣はそういう答弁をされたと思いますが、この法律を見る限りにおいては、義務であるという認識だという風に考えております。

●大石正信議員の質問

良く聞こえなかったんですけども、義務ですか、義務ではないんですか。

■保健福祉局長

少なくとも、事務を執行するうえにおいては、これを実施する義務があると考えております。

●大石正信議員の質問

義務があると、言うことですかね。

非常に残念ですね。やはり生活に困っている方がたくさんおられる。こういう時に政府はですね、やっぱり最後のセフティネットとして、生活保護があるんですよと、気軽に受けてくださいと、言われているけど実際にはやっぱり、子どもとか親族に知られたくないと、いう思いがたくさんあるわけですね。そういうところはやっぱり、これまで水際作戦の時にはですね、生活保護の要件であるかのごとくですね、扶養照会がされていた。だからこういうところでやっぱり一歩も二歩も進んでですね、北九州市は改善をしていくと、いうことが当然ではないでしょうか。

国の2月26日の通知に対して、一般社団法人くつろぎ東京ファンドが、20年をですね、10年に改善したんだと、これは小手先なんだということで、批判をしています。だからやっぱり抜本的なですね、扶養照会をなくしていくと、いう風に進んでいただくように強く指摘をしておきます。

(介護・高齢者施設のスクリーニング検査は全員を対象に)

次にPCR検査のスクリーニング目的での検査について、半分しか進んでいない。これは原因がですね。やはり施設の入所者や従事者、いわゆる全員を対象じゃなくて、私聞いてみたんですけどね、担当者に。義務では(なく)、強制できませんと。だから受けられるなら受けてくださいと、こんな言い方をされているんですね。やはり、今度のコロナはです

ね、無症状者が感染を広げていっている。だから希望者だけが検査されていけばですよ、検査されていない方が、実は無症状で感染者になっているかもしれないと、いう現実があるわけですよね。でやっぱり、科学的知見に基づいてきちんと PCR 検査の必要性、このことを言うべきじゃないかと思うんですけども、こういう風に言われているんですか。答弁を求めます。

■保健福祉局長

PCR によるスクリーニング検査でございますけれども、こちらはやはり、各施設において、検査だけではなくて、これまで例えば感染防止対策に関する研修会であるとか、あるいは施設内での感染制御の考え方とか、そういった内容についてですね、講習会等も行ってきております。それをしっかりと各施設の方が励行しながら対応しているところでございまして、それをしっかりと、あの捕捉しながらする一つの目安、確認資料として使っていただきたいということもございまして、そこら辺のところ含めてですね、今後しっかりとその必要性について、説明してまいりたいと、思っております。

●大石正信議員の質問

ですからあのう、この PCR 検査は罰則や強制はできません。だからこそですね、やはり山中教授が言っているように、科学的知見にもとづいてですね、やっぱりきちっと PCR 検査を受けていくことはですね、市中での感染を広げていく（防いでいく？）決め手になっているんだと。日本はですね、世界の中でも PCR 検査が 146 位と、遅れているわけですよね。

だからやっぱり、きちんと従事者や入所者に対してですね、丁寧に科学的知見に基づいて説明していくことが必要だと、いう風に思います。

それとやっぱり対象を広げていくこと、これが必要だと思うんですけども。この財源はないんですか。お金がないんですか。それとも現在、プール方式だとか、1 日 2500 件できるような機械が導入されていますけども、そういう計算、調査とかされてるんですか。

■保健福祉局長

色々な拡充の方向については我々も、議論しております。現在、このスクリーニング検査を行っている民間の検査会社のことも、拡充できないかということの協議は引き続き継続して行っております。

●大石正信議員の質問

3 日のですね、政府の答弁でもこれ広げていくという方向がありますので、これ広げていただきたいと思います。終わります。ありがとうございます。以上。